

## 第44回全国障害者技能競技大会技能競技選手及び 技能デモンストレーション参加者に係る関係者について

令和6年3月26日制定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が定める第44回全国障害者技能競技大会（以下「競技大会」という。）技能競技選手（競技大会実施要綱に基づき決定される者をいう。以下「競技選手」という。）及び技能デモンストレーション参加者（同実施要綱に基づき決定される者をいう。以下「デモンストレーション参加者」という。）に係る関係者は、以下のとおりとする。

### I 競技選手に係る関係者について

#### 1 競技選手に係る関係者の構成

競技選手に係る関係者は、以下に定める競技選手介助者、同選手引率者及びその他機構が認めた者により構成されるものとする。

なお、当該関係者と競技選手とを総称して選手団といい、当該選手団は都道府県毎に編成されるものとする。

#### 2 競技選手介助者

##### (1) 業 務

競技選手介助者は、以下に記載する競技選手引率者と協力し、原則として、大会期間の全日において競技選手と行動を共にし、用務先までの移動、宿泊等を含む競技大会参加に係る種々のサポート業務を行うものとする。

ただし、競技選手の競技実施に係る直接的サポート業務については、機構及び競技大会競技委員会専門部会専門委員等が必要と認める場合を除き、これを行わないものとする。

##### (2) 配置要件

競技選手介助者は、原則として、以下に掲げる要件に基づき配置することができるものとする。

- ① 重度身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第1に該当する者で、障害等級表の障害等級が1級または2級に該当する障害者及び同表の3級に該当する障害を2つ以上重複すること等により、2級に相当する者）、知的障害者、精神障害者、又はその他特別な事情により機構が必要と認める競技選手については、当該選手1名につき1名以内の競技選手介

助者

- ② 上記①以外の競技選手については、当該選手2名につき1名以内の競技選手介助者

### 3 競技選手引率者

#### (1) 業 務

競技選手引率者は、都道府県庁所在地から競技大会開催地までの間、往復とも競技選手等の状況等を把握・管理するとともに、大会開催期間中における大会事務局からの連絡事項等を競技選手に伝達する。

#### (2) 配置要件

競技選手引率者は、原則として、各都道府県における競技選手数が8名未満の場合は1名、各都道府県における競技選手総数が8名以上の場合は2名を上限として配置されるものとする。

ただし、機構が必要と認めた場合はこの限りではない。

### 4 その他機構が認めた者

#### (1) 業 務

医療行為等の各都道府県選手団の競技大会参加に係る業務であって、機構が必要と認める業務を行うものとする。

#### (2) 配置要件

都道府県毎に機構が必要と認める員数により配置されるものとする。

### 5 旅費の支給

機構は、上記1から4までに定める競技選手に係る関係者に対して、別に定めるところにより、競技大会参加に係る旅費を支給するものとする。なお、上記2に定める競技選手介助者の宿泊については、特段の事情がない限り、原則、競技選手と同室とする。

## II デモンストレーション参加者に係る関係者について

### 1 デモンストレーション参加者に係る関係者の構成

デモンストレーション参加者に係る関係者は、以下に定めるデモンストレーション参加者引率者兼介助者及びその他機構が認めた者により構成されるものとする。

### 2 デモンストレーション参加者引率者兼介助者

#### (1) 業 務

デモンストレーション参加者引率者兼介助者は、デモンストレーション参加者の競技大会参加に係る種々のサポート業務を行うものとする。

ただし、デモンストレーション参加者のデモンストレーション実施に係る直接的サポート業務については、機構及び技能デモンストレーション実施スタッフ等が必要と認める場合を除き、これを行わないものとする。

(2) 配置要件

デモンストレーション参加者引率者兼介助者は、デモンストレーション参加者1名につき、1名以内配置されるものとする。

3 その他機構が認めた者

(1) 業 務

医療行為等のデモンストレーション参加者の競技大会参加に係る業務であって、機構が必要と認める業務を行うものとする。

(2) 配置要件

デモンストレーション参加者毎に機構が必要と認める員数により配置されるものとする。

4 旅費の支給

機構は、上記1から3までに定めるデモンストレーション参加者に係る関係者に対して、別に定めるところにより、競技大会参加に係る旅費を支給するものとする。なお、上記2に定めるデモンストレーション参加者介助者の宿泊については、特段の事情がない限り、原則、デモンストレーション参加者と同室とする。